

## 2 差別に係る紛争解決の仕組み

差別的な扱いを受けたときは相談できます。それでも解決しないときは、調整委員会と三条市でそれぞれ措置を講じます。

### 相談窓口

三条市役所福祉課障がい支援係	☎34-5408
相談支援センターハート	☎35-0815
相談支援事業つなぐ	☎47-1221
相談支援センター青空	☎47-1267
相談支援センター心和園	☎46-8222
相談支援センターさんじょう社協	☎33-9510

### 相談しても解決しないときの対応

調整委員会	中立・公平な立場からの解決案の提案
三条市	・事業者への対応の勧告 ・従わない事業者の公表

## ? 差別ってなに?

正当な理由がないのに、障がいがあることを理由に、障がいのある人を区別・排除・制限したり、障がいのある人に対して条件を付けたり、合理的配慮を行わないことです。



### 例えば

盲導犬を連れてくる人の入店を断った



### 例えば

障がいを理由に仲間に入れない



### 例えば

障がいを理由にアパートの契約を断った

## 3 6つの基本施策の実施

共生社会の実現に向け、次の取組を進めます。



### 情報・コミュニケーション支援

障がいのある人が、必要な情報を受け取り、意思を相手に伝えられる環境づくりをします。



### 周知啓発の実施

支援団体と協働で、障がいのある人への理解を深める取り組みをします。



### 社会参加の促進

障がいのある人の文化芸術、スポーツ活動の機会をつくり、参加を支援します。



### 交流機会の創出

障がいのある人とない人との相互理解を進める交流機会をつくり、広がります。



### 心理的支援

障がいのある人や、障がいのある人に関わる周囲の人が抱える悩みをカウンセリングで軽減します。



### 認証

共生社会に向けた取り組みを積極的に進める事業者を「共生社会推進企業」として認証します。

## 特集2

障がいを理由とする差別の解消を推進するため、

## ともまち条例

# 『三条市障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例』を制定しました

条例の  
主な内容

1 合理的配慮の提供を義務化

2 差別に係る紛争解決の仕組み

3 6つの基本施策の実施

## 1 合理的配慮の提供を義務化

合理的配慮とは、社会のいろいろなバリアを取り除くために、できる範囲で必要な工夫や対応をすることです。さまざまな場面で、障がいのある人への配慮をお願いします。



車いすの人が高い所にある商品を取れずに困っているのを見て、代わりに取って渡した



障がいのある人が働きやすいよう、環境を整えた



窓口で、順番を待つことが苦手な障がいのある人の順番を周囲の理解を得て変更した



講演会に手話通訳を入れた



視覚障がい者誘導用ブロックの上に自転車を置かない



言葉でのコミュニケーションが難しい人に、絵を使って話した

## ヘルプマークを見掛けたら思いやりある対応を

ヘルプマークは、外見からは分からなくても、援助が必要な人のためのマークです。



ヘルプカードには、緊急連絡先や手助けしてほしい内容が書いてあります。

ヘルプマークやヘルプカードを身に付けた人が困っているのを見掛けたら、声を掛けて、思いやりある対応をお願いします。



## 「ツナガル」プロジェクト

このマークは、障がいを始めとする多様性に寛容な社会への転換に向けた「ツナガル」プロジェクトのロゴマークです。容姿や考え方、できること・できないことは人それぞれ違います。このマークには、その違いを顔や体の形や色で表し、つながることで社会が成り立つという思いを込めています。